

道路関係四公団民営化に関する平成15年度予算政府案について (主要点)

平成14年12月26日
国 土 交 通 省

1 本四公団の債務処理

本四公団のH14年度末有利子債務(約3.55兆円)のうち、約1.34兆円を一般会計に承継し、道路特定財源(自動車重量税の一部)により早期に処理

当該処理のため、H15年度約2,245億円が計上

現行の出資はH34年度まで10年間延長

現行出資800億円/年 国(533億円):地方(267億円) = 2:1

次期通常国会に關係法案を提出

(参 考)

基本料金の引き下げについては、地方の追加出資(10年間延長)による経営改善効果等の範囲内で行うこととし、關係府県市と密接に連絡をとりつつ詰めているところ。

2 高速自動車国道整備への新直轄方式の導入

高速自動車国道法の改正を前提に、国と地方の負担による高速自動車国道整備のための予算を計上(国:地方 = 3:1)

この枠組みによる整備量として、今後、概ね3兆円を目安

H15年度は、その初年度として国費 1,000億円を計上

この新たな枠組みの導入に伴い、自動車重量譲与税の譲与割合を現行の1/4から1/3に引き上げ(併せて、地方道路譲与税の都道府県と市町村の配分比率を変更)

次期通常国会に關係法案を提出